

# 河川法に基づく許可が必要な行為(土地の占用許可)

## 河川法第24条(土地の占用の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

## 河川敷を排他・独占的に使用

→ **河川法第24条に基づき、河川管理者による土地の占用の許可が必要**

## 河川敷地占用許可準則(河川法第24条の許可の審査基準)

- 占用主体 原則として、国、地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者、公益法人 等
- 占用施設 原則として、公園、運動場、道路、橋梁、電柱、遊歩道 等
- 一般的基準 治水上、利水上の支障を生じないこと、他者の利用を著しく妨げないもの、河川整備計画などに沿ったものであること 等



野球場



鉄道橋



親水公園

※他者の自由な河川使用を妨げない散歩、自然観察等の行為は、自由使用として原則許可を要しない。